
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 187 号》 3/4/2020

◎目次

1. 新型コロナウイルスに関する注意喚起
2. 令和 2 年度前期用教科書配布のお知らせ（再掲載）
3. 領事出張サービスのお知らせ
4. 東北経済セミナー参加者募集のお知らせ
5. 日本関連文化行事のお知らせ
6. 休館日のお知らせ

=====

1. 新型コロナウイルスに関する注意喚起

=====

1. 新型コロナウイルスの米国内における感染状況

米国連邦政府は、現時点において、新型コロナウイルス感染の米国地域社会への広がりはなく、米国内における直近の感染リスクは引き続き低いとしつつ、一方で、このリスクの度合いは急速に変化する潜在的な可能性があり、また、今後は米国でも感染者数の増加が予想されるとの見解を示しています。なお、2月26日に確認された米国内感染15例目（カリフォルニア州）について、米疫病予防管理センター（CDC）は、感染経路が判明していないことから、国内で初めての「市中感染（Community spread）」であった可能性があるとしています。

◎米国の感染者数（CDC）

<https://www.CDC.gov/coronavirus/2019-ncov/cases-in-us.html>

2. 感染予防

（1）米国連邦政府は、州・地方政府、企業、医療・教育機関等に対し、今後新型コロナウイルスが流行した場合にとるべき対策を今から確認しておくよう呼びかけています。また、個人に対しては、インフルエンザ対策と同様に、手洗い、咳エチケット等、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐた

めには重要であるとして、励行を呼びかけています。

(2) CDC は、個人のとるべき感染予防措置として具体的に以下を示しています。

- 体調不良者との濃厚接触を避ける
- 手で目・鼻・口を触らない
- 体調が悪いときは外出せず自宅に留まる
- 咳やくしゃみの際はティッシュで口鼻を覆い、ティッシュはすぐにごみ箱に捨てる
- 頻繁に触る物は、通常のクリーニング剤（スプレーやシート）を使ってこまめに拭き消毒する
- 手洗いをこまめに行う
 - 石鹸を使い 20 秒以上
 - 特に洗面所を利用した時、食事前、咳やくしゃみをした時などはすぐに手洗い
 - 水を利用できない時は最低でも 60%のアルコールを含む除菌液（ハンド・サニタイザー）を使用する

◎詳しくはこちら

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/prevention-treatment.html>

3. 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

CDC は、新型コロナウイルスの典型的症状として「発熱・咳・息切れ」を挙げ、感染が疑われる場合の対応として概要以下のとおり示しています。

(1) 自宅療養

- 医療機関の受診を除き、外出を控える。職場・学校・公共の場等へ行かない。公共交通機関やタクシー等の利用も控える
- 同居家族等がいる場合は、可能な限り一室に留まり接触を避ける。可能ならば、シャワー室・洗面所も分けて使用する

(2) 医療機関に電話で相談

- 症状の改善がみられない場合は、医療機関（かかりつけの医師等）に事前に電話で相談する
- その際は、新型コロナウイルス感染が疑われる具体的理由（渡航歴や感染者との濃厚接触など）がある場合にはその旨を必ず伝える

(3) その他

- 他者やペットとの接触を避けられない場合（部屋や車を共有する場合）や医療機関を訪れる場合は、マスクを着用する。呼吸困難等によりマスク着用が困難な場合は、同居者とは別の部屋を利用するか、同居者が体調不良者の部屋に入る際はマスクを着用するようにする
- 皿・グラス・カップ・ナイフ・フォーク・タオル・ベッドシーツ・枕などを共有しない

●症状を観察する

●医療機関や州・地方保健当局に相談しながら、他者への感染リスクがなくなるまで自宅療養（自宅での隔離）を続ける

◎詳しくはこちら

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/steps-when-sick.html>

4. 感染拡大に伴う各国の水際対策

（1）感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置をとりまとめ情報発信しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（2）米政府の措置

●米国到着前14日以内に中国（除：香港・マカオ）における滞在歴がある外国人（適用除外規定あり）の入国停止措置をとるとともに、かかる滞在歴がある米国市民（含：入国停止措置の適用除外となる外国人）に対する入国時検疫を強化しています。なお、現時点において、日本から米国への渡航者に対する入国制限措置は実施されていません。

（3）日本政府の措置

●特段の事情がない限り以下に該当する外国人の日本入国を拒否する措置をとるとともに、入国時検疫を強化しています。

- ・日本到着前14日以内に中国湖北省または浙江省における滞在歴がある外国人
- ・中国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ・日本到着前14日以内に大韓民国大邱広域市または慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人

●日本の外務省は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「感染症危険情報」を発出しています。海外渡航を予定されている方は、必ず外務省海外安全ホームページにて最新情報をご確認ください。

=====

2. 令和2年度前期用教科書配布のお知らせ（再掲載）

=====

イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、ノースダコタ、サウスダコタ、ウィスコンシンの10州にお住まいの日本国籍をお持ちの小・中学生に日本の

義務教育用教科書を無償で配布しています。

申込み期間：令和2年2月11日～3月13日

配布条件等：詳しくは以下の当館ホームページをご覧ください。

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_kyokasho_zenki_2020.html

=====

3. 領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っています。

3月20日（金）インディアナ州インディアナポリス（受付締切り：3月6日）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000555206.pdf>

3月26日（木）ノースダコタ州ファーゴ（受付締切り：3月12日）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000555208.pdf>

4月以降の領事出張サービスの予定については、具体的な日時、場所等決まり次第当館ホームページ及び本メールマガジンにてお知らせします。

=====

4. 東北経済セミナー参加者募集のお知らせ

=====

2011年3月11日に発生した東日本大震災の被災地に向けて、地元日系協力団体の皆様は、これまで募金活動や被災地を応援する活動を行ってきました。その一環として、東北被災地の復興に関する経済セミナー（TOHOKU UPDATE）を2012年以来開催してきました。

今年で9回目となる本セミナーでは、（1）日本製鉄コールド・ヘディング・ワイヤー・インディアナ社の木村英興社長（2）映画監督の椎木透子氏（3）在シカゴ日本国総領事館の速見基弘領事より、それぞれ東北での被災および復興に向けての経験や、福島の子供たちを通じた被災地の今の姿、被災地の製品の安全性についてお話をさせていただく予定です。

セミナーに続くネットワーキングレセプションでは東北の酒テイastingと和食も用意しておりますので、皆様奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

日時：3月18日（水）午後5時30分～午後8時15分（受付開始 午後5時30分）

セミナー 午後6時00分～

レセプション 午後7時30分～

場所：マーチャンダイズマート6階 Meet on 6

222 Merchandise Mart Plaza (6th floor) Chicago, IL 60654

参加費：無料（参加者は21歳以上の年齢制限があります）

主催：シカゴ日米協会、ジェトロシカゴ事務所

共催：シカゴ日本商工会議所、シカゴ姉妹都市インターナショナル、在シカゴ日本国総領事館

詳細と登録は以下のリンクをご覧ください。

<https://jaschicago.org/event/tohoku-update-whats-being-done/>

=====

5. 日本関連文化行事のお知らせ

=====

(1) アイオワ大学日本語弁論大会（アイオワ州アイオワシティ市）

アイオワ大学にて日本語弁論大会が開催されます。詳細は以下の URL をご覧ください。

<https://www.facebook.com/events/university-of-iowa-division-of-world-languages-literatures-cultures/japanese-speech-contest/783702362036895/>

日時：2020年3月13日（金）午後6時30分～8時30分

場所：University of Iowa, Division of World Languages, Literatures & Cultures (16 N Clinton St, Iowa City, IA 52245)

(2) 東日本大震災9周年イベント「KIZUNA 9: Memory」（イリノイ州シカゴ市）

「記憶」をテーマに、シカゴの関係5団体（シカゴ姉妹都市インターナショナル大阪委員会、在シカゴ日本国総領事館、シカゴ日米協会、シカゴ日本商工会議所、ジェトロ・シカゴ事務所）が以下のとおり震災9周年イベントを実施いたします。

<追悼イベント>

日時：2020年3月15日（日）正午～午後2時

場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター（737 N. Michigan Ave, Suite 1000, Chicago, IL 60611）

<https://www.eventbrite.com/e/kizuna-9-memory-commemoration-ceremony-reception-tickets->

[90490797411](#)

<写真展>

日時：3月9日～18日 午前9時15分～午後5時（月～金）

場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター（737 N. Michigan Ave, Suite 1000, Chicago, IL 60611）

日時：3月23日～27日

場所：James R. Thompson Center（100 W. Randolph Street, Chicago, IL 60601）

日時：4月6日～10日 午前10時～午後2時

場所：Japanese American Service Committee（4427 N. Clark Street, Chicago, IL 60640）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000571094.pdf>

（3）第34回日本語弁論大会（イリノイ州シカゴ市）

外国語として日本語を学んでいる生徒を対象とする日本語弁論大会を以下のとおり開催します。聴講を希望される方は当日直接会場にお越し下さい。詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_en/spchcont.html

日時：3月21日（土）午後12時00分～5時00分

場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター（737 N. Michigan Ave, Suite 1000, Chicago, IL 60611）

（4）裏千家淡交会シカゴ支部「利休忌」（茶道デモンストレーション）（イリノイ州シカゴ市）

茶道を大成した千利休の遺徳を偲び、裏千家淡交会シカゴ支部が利休の命日に因んだ茶会を開催します。詳細は以下の URL をご覧ください。

<https://urasenkechicago.org/2020-events>

日時：3月22日（日）午後1時～

場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター（737 N. Michigan Ave, Suite 1000, Chicago, IL 60611）

=====

6. 休館日のお知らせ

=====

2020年3月、4月の当館休館日は以下のとおりです。

3月20日（金） 春分の日

4月10日（金） グッドフライデー

休館日には領事窓口，広報文化センター，電話での対応等，通常業務は行っておりませんが、日本人の関与する事件・事故や，その他緊急の用件がある方は，当館代表電話（312-280-0400）に電話し，音声に従って操作いただくと緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は，1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう，米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は，当館ホームページをご覧ください。

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_main_j.html

=====

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では，テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様には直ちに情報の提供ができるよう，在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所，電話番号，メールアドレス，家族構成等）に変更があったものの，未だ当館へ変更届を提出していない方は，氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上，変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと，在留状況等を確認することができず，緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えないのみならず，実際には既に在留されていない連絡先への安否確認を何回も行うという無駄が生じますので，必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので，日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/emailchange.html

<バックナンバー>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/backnumber.html

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Tel: 312-280-0400 (代表) 【緊急時もこちらにおかけください】

Fax: 312-280-9568
